広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム

平成２１年（2009 年）３月

広　島　市

目　　次

第1章　プログラムの概要

１　策定の趣旨…… １
２　検討経緯…… ２
３　プログラムの性格…… ２
４　計画期間…… ２
５　基本方針…… ３
６　取組の柱…… ３
（１）　早期発見のための取組・体制の充実…… ３
（２）　療育・訓練体制の充実…… ３
（３）　保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実…… ３
（４）　発達障害についての理解の促進…… ３
（５）　相談支援の充実…… ３
７　取組の柱と施策体系…… ４
８　推進方策…… ５
（１）　市民、企業等との協働…… ５
（２）　国、県等関係機関との連携・協力…… ５
（３）　発達障害者支援センターの機能強化…… ５

第2章　具体的な施策展開

１　早期発見のための取組・体制の充実…… ６
２　療育・訓練体制の充実…… ７
３　保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実…… ８
４　発達障害についての理解の促進…… １１
５　相談支援の充実…… １２
６　ライフステージ別具体的な施策展開…… １３

第1章　プログラムの概要

1　策定の趣旨

近年、自閉症をはじめとする発達障害が注目されるようになりました。しかし、発達障害に対する社会の理解は十分ではなく、また、発達障害者本人やその家族は、社会生活を送る上で様々な困難な問題を抱えているにもかかわらず、制度の谷間に置かれ、必要な支援が届きにくい状況にありました。

このような中、平成１７年（2005 年）４月に発達障害者支援法が施行され、発達障害が法律上位置づけられる（※）とともに、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見、早期の発達支援、就労・地域生活等に関する支援及び発達障害者の家族への支援を図ることが規定されました。

そのため、本市では、発達障害者の乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備について検討を行うことにし、学識経験者や家族の代表などで構成する広島市発達障害者支援体制整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を平成１７年（2005 年）６月に設置しました。

検討委員会では、発達障害者の実態を把握するためのアンケート調査等を実施し、その調査結果等を基に審議を重ね、平成２０年（2008 年）３月に、「広島市の発達障害者支援体制整備に関する提言」を取りまとめました。

本市では、この提言を踏まえ、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、発達障害者への支援を総合的、計画的に進めていくために、「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定しました。

（※）発達障害者支援法における発達障害の定義について

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（注１）、学習障害（注２）、注意欠陥多動性障害（注３）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」

注１　自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害

「自閉症」とは、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害をいう。

知的発達の遅れを伴わない自閉症を「高機能自閉症」という。

自閉症の中で、言葉の発達の遅れを伴わないものを「アスペルガー症候群」という。

自閉症やアスペルガー症候群などを含む社会性の障害を中心とする障害を「広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）」という。

注２　学習障害（ＬＤ）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものをいう。

注３　注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）

年齢又は発達に不釣合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいう。

2 検討経緯

平成１７年（2005 年）８月 ～ 平成２０年（2008 年）３月	広島市発達障害者支援体制整備検討委員会(※1)で発達障害者支援体制整備について検討 ・平成１８年（2006 年）２月～３月 乳幼児期における発達障害児に関するアンケート調査等の実施 ・平成１８年（2006 年）１１月 「広島市の発達障害者支援体制整備に関する提言」の中間とりまとめ ・平成１９年（2007 年）９月～１０月 青年期・成人期の発達障害に関するアンケート調査の実施
平成２０年（2008 年）３月	同検討委員会で「広島市の発達障害者支援体制整備に関する提言」を取りまとめ
平成２０年（2008 年）５月 ～ 平成２１年（2009年）２月	広島市発達障害者支援連絡協議会(※2)で本プログラムの内容について協議

(※1) 広島市発達障害者支援体制整備検討委員会

学識経験者、家族の代表、関係機関等で構成し、発達障害者の乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備について検討を行うために平成１７年（2005 年）６ 月から平成２０年（2008 年）３月まで設置したもの。

(※2) 広島市発達障害者支援連絡協議会

学識経験者、家族の代表、関係機関等で構成し、発達障害者に対する総合的なサービスのあり方を検討するとともに、発達障害者支援センターの実施状況の報告、連絡調整などを行うため、上記の広島市発達障害者支援体制整備検討委員会を改組し、平成２０年(2008 年)４月に設置したもの。

3 プログラムの性格

本プログラムは「広島市新障害者基本計画」（広島市基本計画における障害福祉分野の部門計画）に掲げる発達障害者支援に関する取組の具体的な内容を定めるものです。

4 計画期間

本プログラムの計画期間は、平成２１年度（2009年度）から平成２４年度（2012 年度）までの４年間とします。

５ 基本方針

発達障害者支援に関する施策を展開するにあたり、次の２つの基本方針を掲げます。

●発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実

発達障害のある子どもを早期に発見し、その子どもの状況に応じた適切な支援を速やかに行うための体制の充実を図ります。

●乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うとともに、その支援がライフステージを通じて途切れることがないよう取り組みます。

６ 取組の柱

⑴ 早期発見のための取組・体制の充実

発達障害を早期に発見するため、乳幼児健診の充実を図るとともに、発達障害に関する保護者の気づきを促すための体制の充実に取り組みます。

⑵ 療育・訓練体制の充実

発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターの機能の強化に取り組みます。

⑶ 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

発達障害者及びその家族が円滑に社会生活を送るため、保育園・幼稚園・学校において、発達障害者支援センター等専門機関との連携を図ることにより支援の専門性を向上させるとともに、地域において、発達障害者の自立に向けた生活支援、余暇活動の充実等に取り組みます。

⑷ 発達障害についての理解の促進

発達障害について市民、企業等の理解を促進するため、講演会の開催等普及啓発の充実に取り組みます。

⑸ 相談支援の充実

発達障害者及びその家族に対して適切な助言や指導を行うため、相談支援体制を充実させるとともに、関係機関が連携して連続性のある支援が行えるような仕組みづくりに取り組みます。

7　取組の柱と施策体系

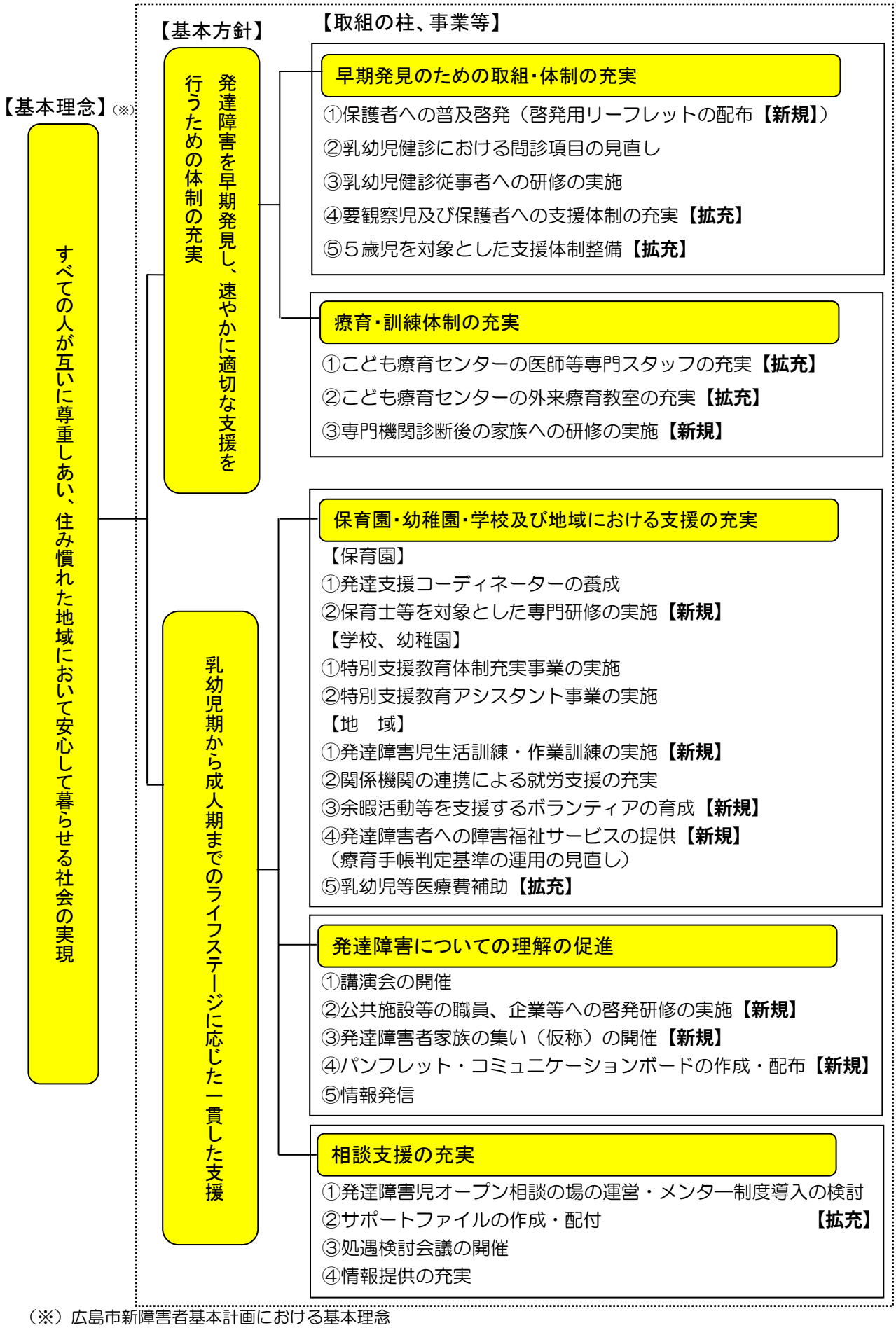

（※）広島市新障害者基本計画における基本理念

8 推進方策

⑴ 市民、企業等との協働

地域、ボランティア団体、企業等の多様な主体が発達障害者支援の重要性を認識し、自主的・積極的に取り組めるよう環境整備を行うとともに、地域、ボランティア団体、企業等と本市が協働して支援に取り組みます。

⑵ 国、県等関係機関との連携・協力

発達障害者支援体制の整備を広域的に進めるため、国、県等関係機関と連携・協力し、発達障害者支援手法の開発や研究、医師等の人材の育成、普及啓発の推進等に取り組みます。

⑶ 発達障害者支援センターの機能強化

発達障害者支援センター（※）は発達障害者支援の中核的な役割を担う機関としてより専門性を高めていくとともに、積極的に医療・福祉・教育等との連携を図り、保育・幼稚園・学校及び地域への支援を充実させていく必要があります。

そのため、子どもの医療・訓練・相談等の専門機関であるこども療育センターと連携して、発達障害者の支援に関わるスタッフの充実を図る等により、発達障害者支援センターの機能強化に取り組みます。

【発達障害者支援センターの役割】

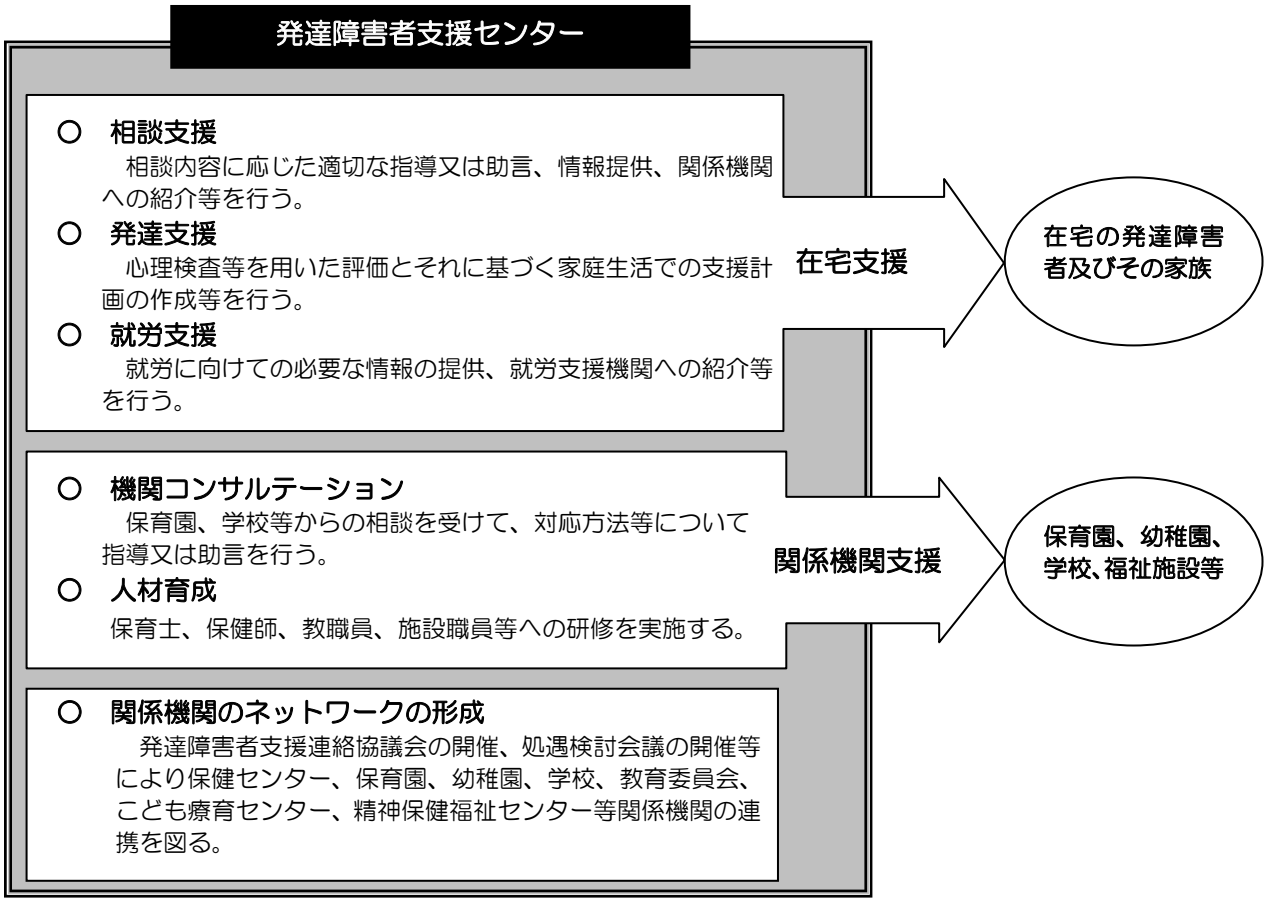

（※）「発達障害者支援センター運営事業実施要綱（厚生労働省通知）」に基づき平成１７年（2005 年）１０月に設置したもの。

第2章　具体的な施策展開

1　早期発見のための取組・体制の充実

現 状 ・ 課 題	・発達障害を早期に発見し、発達支援へ円滑に移行するためには、発達障害に関する保護者の気づきが必要である。 ・保健師等の乳幼児健診従事者を対象として実施している研修は、知識の習得が中心となっていることから、保護者に対し具体的にアドバイスができるようなより実践的な知識・技術を習得できるものにする必要がある。 ・乳幼児健診後のフォローとして、発達障害と思われる乳幼児とその保護者を対象に親子教室を実施しているが、対象者が増加しているため、実施方法等の見直しが必要となっている。
取組の方向性	乳幼児健診等の充実を図り、発達障害に関する保護者の気づきを促すための取組を行うとともに、こども療育センター等専門医療機関への受診に至るまでの支援体制を整備する。

事　業　・　取　組　　(新)：新規事業　(拡)：拡充事業	**担　当**
① 保護者への普及啓発（啓発用リーフレットの配布 (新) ） 1 歳 6 か月児健診の受診者に対し、発達障害についての啓発用リーフレットを配布し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。	こども・家庭支援課
② 乳幼児健診における問診項目の見直し 平成１９年度に発達障害者の視点を取り入れて見直しを行った乳幼児健診の問診項目について検証を行い、見直しによる問診を本格実施する。	
③ 乳幼児健診従事者への研修の実施 乳幼児健診従事者を対象として、基本的な知識の習得からより実践的な知識・技術の習得までを目指し、基礎研修、実践研修、実地研修を実施するとともに、職種別の専門研修を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
④ 要観察児及び保護者への支援体制の充実 (拡) 1 歳 6 か月児健診の受診者のうち、発達障害と思われる支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。	こども・家庭支援課、保育課、こども療育センター
⑤ 5歳児を対象とした支援体制整備 (拡) 就学後の適切な支援に結びつけるため、各区保健センターにおいて、4、5 歳児を対象とした発達相談を定期的に開催する。	こども・家庭支援課

区　分	20 年度	21 年度	22 年度～24 年度（目標）
(新)保護者への普及啓発（啓発用リーフレットの配布）		リーフレットの作成・配布 →	
乳幼児健診における問診項目の見直し	検証 →	本格実施 →	
乳幼児健診従事者への研修の実施	各研修１回以上 →	各研修１回以上 →	【目標】各研修１回以上 →
(拡)要観察児及び保護者への支援体制の充実	親子教室のモデル実施 →	４区で実施 →	【目標】全区で実施 →
(拡)5歳児を対象とした支援体制整備	５歳児健診モデル実施 →	発達相談 →	

2 療育･訓練体制の充実

現 状 ・ 課 題	・乳幼児健診の問診項目の見直し等、発達障害児の早期発見に取り組んだことにより、保健センター、保育園等からこども療育センターに紹介されるケースが増えており、こども療育センターの受診待ちの期間が長くなっていることから、医師、心理療法士等専門スタッフの充実を図る必要がある。 ・発達障害と診断される子どもが増加しており、その子どもに適した専門的な療育を行う体制の整備が求められている。 ・診断後の保護者、兄弟姉妹等の家族に対する精神的な支援、家庭生活の場面における支援方法の紹介等に関する取組の充実が求められている。
取組の方向性	こども療育センターの医師等専門スタッフ及び外来療育教室の充実を図るとともに、発達障害者の家族への支援を行う。

事 業 ・ 取 組 (新)：新規事業 (拡)：拡充事業	**担 当**
① こども療育センターの医師等専門スタッフの充実 (拡) こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。	こども・家庭支援課、こども療育センター
② こども療育センターの外来療育教室の充実 (拡) こども療育センターにおいて、作業療法士、言語聴覚士、心理療法士、保育士等専門スタッフが行う、基本的な日常生活習慣の学習、集団の中での対人関係の能力向上等のための療育体制の充実を図る。	
③ 専門機関診断後の家族への研修の実施 (新) 障害受容のための講習、支援制度や家庭でできる支援方法の紹介等の研修会を開催し、診断後の家族への支援の充実を図る。	

区 分	20 年度	21 年度	22 年度～24 年度（目標）
(拡)こども療育センターの医師等専門スタッフの充実		嘱託作業療法士　正規化（1 名） 嘱託言語聴覚士　正規化（2 名）	スタッフの充実
(拡)こども療育センターの外来療育教室の充実		事業内容充実の検討	検討内容の実施
(新)専門機関診断後の家族への研修の実施		研修会の開催	

3 保育園･幼稚園･学校及び地域における支援の充実

【保育園】

現 状 ・ 課 題	・保育園において、発達障害と思われるような「気になる子」が増えてきており、発達障害に早期に気付き、発達障害児及びその保護者に対して行う個別支援や関係機関との連携による的確で専門的な支援が必要とされている。
取組の方向性	専門機関との連携の強化を図り、保育園における支援の専門性を向上させるための研修を実施する。

事 業 ・ 取 組 ㊕：新規事業	**担 当**
① 発達支援コーディネーターの養成 ●発達支援コーディネーター養成講座の実施 発達支援コーディネーター（保育園における発達障害児支援のリーダー）を養成するため、発達障害児についての理解、ケースに応じた支援方法や保育環境の整備方法、アセスメントの手法、個別支援計画の策定方法、保護者へのカウンセリングの手法等に関する講座を実施する。 ●発達支援コーディネーターレベルアップ講座の実施 発達支援コーディネーター養成講座の受講者が、発達障害児及びその保護者への支援を充実させるとともに、専門機関及び関係機関と連携を図るため、より専門性を向上させるための講座を実施する。	保育課、発達障害者支援センター
② 保育士等を対象とした専門研修の実施 ㊕ 保育園、こども療育センター等において発達障害児支援の中核となる職員を育成するため、発達障害の評価から支援までのより専門的・実践的な研修を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター

区 分	20 年度	21 年度	22 年度～24 年度（目標）
発達支援コーディネーターの養成	発達支援コーディネーター養成講座 年５回	年５回	
	発達支援コーディネーターレベルアップ講座 年２回	年２回	【目標】年２回
㊕保育士等を対象とした専門研修の実施			

【学校・幼稚園】

現 状 ・ 課 題	・平成１５年（2003 年）３月の広島市特別支援教育基本構想策定委員会（※）からの提言を踏まえ、通常の学級に在籍する学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症等の幼児児童生徒へきめ細かに対応する必要がある。
取組の方向性	通常の学級に在籍する学習障害（ＬＤ）等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導を行うための校内支援体制の整備・充実を図る。

事 業 ・ 取 組	**担 当**
① 特別支援教育体制充実事業の実施 ●専門家チームによる巡回相談指導の実施 大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。 ●特別支援教育コーディネーター研修会の開催 特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。 ●理解・啓発のための講演会の開催と指導資料の作成・配付 学習障害（LD）等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒についての理解・啓発を図るために、校長等を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。 ●個別の指導計画の作成・活用 適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画の作成・活用を促進する。 ●特別支援教育体制充実検討会議の開催 幼児児童生徒への総合的な支援体制について検討するため、特別支援教育体制充実検討会議を開催する。	教育委員会特別支援教育室
② 特別支援教育アシスタント事業の実施 通常の学級に在籍する肢体不自由及び学習障害（ＬＤ）等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。	

区 分	20 年度	21 年度	22 年度～24 年度（目標）
特別支援教育体制充実事業の実施	専門家チームによる巡回相談指導の実施（申請のあった全ての園・学校に対して実施）→ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催→ 理解啓発のための講演会の開催と指導資料の作成・配付→ 個別の指導計画の作成・活用→ 特別支援教育体制充実検討会議の開催→		
特別支援教育アシスタント事業の実施	249 人配置→	274 人配置→	【目標】284 人配置→

（※）学識経験者、学校関係者、医療関係者等で構成し、広島市特別支援教育の今後の在り方についての基本構想を策定するために平成 14 年（2002 年）６月から平成 15 年（2003 年）３月まで設置したもの。

【地域】

現 状 ・ 課 題	・発達障害者が円滑に社会生活を送るために、人との関わり、マナー等基本的生活習慣が学べる場が求められている。 ・発達障害者が仕事を続けていくために必要な支援として、ジョブコーチによる支援、相談支援等が求められている。 ・発達障害者の休日及び長期休暇中に活動できる余暇活動の場が少ないため発達障害者の余暇活動を支援するための取組が求められている。 ・発達障害者及びその保護者の多くは、親亡き後や親が病気で世話ができなくなった時のことを不安に思っており、発達障害者が地域で自立した生活をしていくための支援が必要である。
取組の方向性	発達障害者が社会的に自立するための訓練の実施、就労支援等を行うとともに、生活支援及び余暇活動の充実に取り組む。

事 業 ・ 取 組　　新：新規事業　拡：拡充事業	**担 当**
① 発達障害児生活訓練･作業訓練の実施 新 発達障害者が社会的に自立した生活を送ることができるようにするため、買い物、調理実習、公共交通機関の利用の仕方、マナー等の生活訓練や職業理解のための作業訓練を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課
② 関係機関の連携による就労支援の充実 相談支援機関、就労支援機関、就労先等の連携による雇用促進、職場定着、中途離職者等のためのジョブコーチ、相談等の支援を充実させる。	
③ 余暇活動等を支援するボランティアの育成 新 大学、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人等と連携し、親の会等が実施するスポーツ、文化教室などの余暇活動等を支援するボランティアを育成する。	
④ 発達障害者への障害福祉サービスの提供(療育手帳判定基準の運用の見直し) 新 生活困難度の高い発達障害者が、生活支援のための福祉サービスを受けることができるようにするため、発達障害に伴う生活困難度の評価を加える等、療育手帳の判定基準の運用の見直しを行う。	児童相談所、知的障害者更生相談所
⑤ 乳幼児等医療費補助 拡 発達障害児を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、発達障害と診断されている児童について乳幼児医療費補助の受給対象年齢を小学２年生まで拡大する。	保険年金課

区 分	20 年度	21 年度	22 年度～24 年度（目標）
新発達障害児生活訓練･作業訓練の実施		生活訓練、作業訓練の実施 各年１回	【目標】各年２回
関係機関の連携による就労支援の充実			
新余暇活動等を支援するボランティアの育成		ボランティア講座 年１回	【目標】年２回 社会福祉協議会等との連携によるボランティアの育成
新療育手帳判定基準の運用の見直し	見直しの検討	実施	
拡乳幼児等医療費補助	拡充の検討・福祉情報システム改造等	実施	

4 発達障害についての理解の促進

現 状 ・ 課 題	・発達障害の特性や地域での支援の重要性等、未だ一般には十分に理解されておらず、発達障害について市民、企業等の理解の促進が必要である。 ・発達障害者への支援には家族の理解が必要不可欠であるため、発達障害者の家族に対して、障害理解のための講習、支援制度の情報提供等が求められている。
取組の方向性	発達障害者及びその家族が抱える困難さ、発達障害の特性、発達障害者との関わり方等発達障害について市民の理解を促進するための講演会等を開催するとともに、発達障害者の家族の障害受容のための取組を行う。

事 業 ・ 取 組　　新：新規事業	担 当
① 講演会の開催 市民を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。	こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育室
② 公共施設等の職員、企業等への啓発研修の実施 新 スポーツ、文化施設をはじめとする公共施設等の職員及び企業・事業所を対象として、発達障害の特性、具体的な接し方等について研修を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
③ 発達障害者家族の集い（仮称）の開催 新 発達障害者の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場を設置する。	こども・家庭支援課、こども療育センター、発達障害者支援センター
④ パンフレット・コミュニケーションボードの作成・配布 新 啓発用パンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行うとともに、言語によるコミュニケーションが苦手な発達障害者が地域で利用できるコミュニケーションボードを作成し、消防署、公共施設、店舗等に配布する。	こども・家庭支援課
⑤ 情報発信 市民と市政などの広報紙及びホームページに、発達障害の特性、広島市の取組等を掲載する。	こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育室

区 分	20 年度	21 年度	22 年度～24 年度（目標）
講演会の開催	年１回 →	年１回 →	【目標】年２回 →
新 公共施設等の職員、企業等への啓発研修の実施		年１回 →	【目標】年１回 →
新 発達障害者家族の集い（仮称）の開催		年４回 →	【目標】年６回 →
新 パンフレット・コミュニケーションボードの作成・配布		パンフレット作成　配布 → コミュニケーションボード作成 →	救急、交通機関、公共施設、店舗への配布 →
情報発信	ホームページ作成、広報紙掲載 →	ホームページの充実 広報紙掲載 →	→

５ 相談支援の充実

現 状 ・ 課 題	・発達障害者が生活の困り事や悩み事を相談する場が求められている。 ・発達障害者が円滑に社会生活を送るためには、関係機関が連携して支援することが求められているが、支援ネットワークが十分ではないため連携を図るための仕組みが必要である。 ・発達障害者がそれまで受けてきた支援の内容、生育歴などの情報を保護者と関係機関との間で共有化する仕組みがなく、また保護者が説明した内容が十分に伝わらず、支援に反映されないことがあるため、情報を共有化し、継続した支援を受けられる仕組みが必要である。 ・発達障害者及びその家族、関係者等が利用可能な発達障害者支援に関する情報が集約されていないため、これらを集約し、提供できる体制を整備する必要がある。
取組の方向性	発達障害者及びその家族に対して、適切な助言や指導等を行う相談の場を充実させるとともに、サポートファイルの活用、会議の開催等により、関係機関が連携して連続性のある支援を行う。

事 業 ・ 取 組　　(拡)：拡充事業	**担 当**
① 発達障害児オープン相談の場の運営・メンター制度の導入の検討 (拡) 主に高機能自閉症児（15 歳から 18 歳まで）を対象として、人と関わることのできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。その際、人生経験の豊富な大人が 1 対 1 の関係で相談にのることができるようなメンター制度導入を検討する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
② サポートファイルの作成・配付 発達障害者のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教師等）に提示できるファイルを作成し、こども療育センター等で発達障害と診断を受けた児童に配付する。	
③ 処遇検討会議の開催 発達障害者及びその保護者等から相談を受け、特に関係機関との連携が必要なケースについて、個別支援計画を作成し、その計画に基づき関係機関が連携して個別に支援を行うことを目的とする処遇検討会議を開催する。	
④ 情報提供の充実 発達障害者への支援に関する情報（相談支援、就労支援等）を集約し、リソースマップとしてホームページに掲載したり、パンフレットに相談支援機関の一覧を掲載するなど情報提供の充実を図る。	

区 分	20 年度	21 年度	22 年度～24 年度（目標）
(拡)発達障害児オープン相談の場の運営等	相談支援 メンター制度導入の検討		実施
サポートファイルの作成・配付	配付	見直し・配付	見直し・配付
処遇検討会議の開催			
情報提供の充実	ホームページの作成	パンフレット作成・配布	

6 ライフステージ別具体的な施策展開

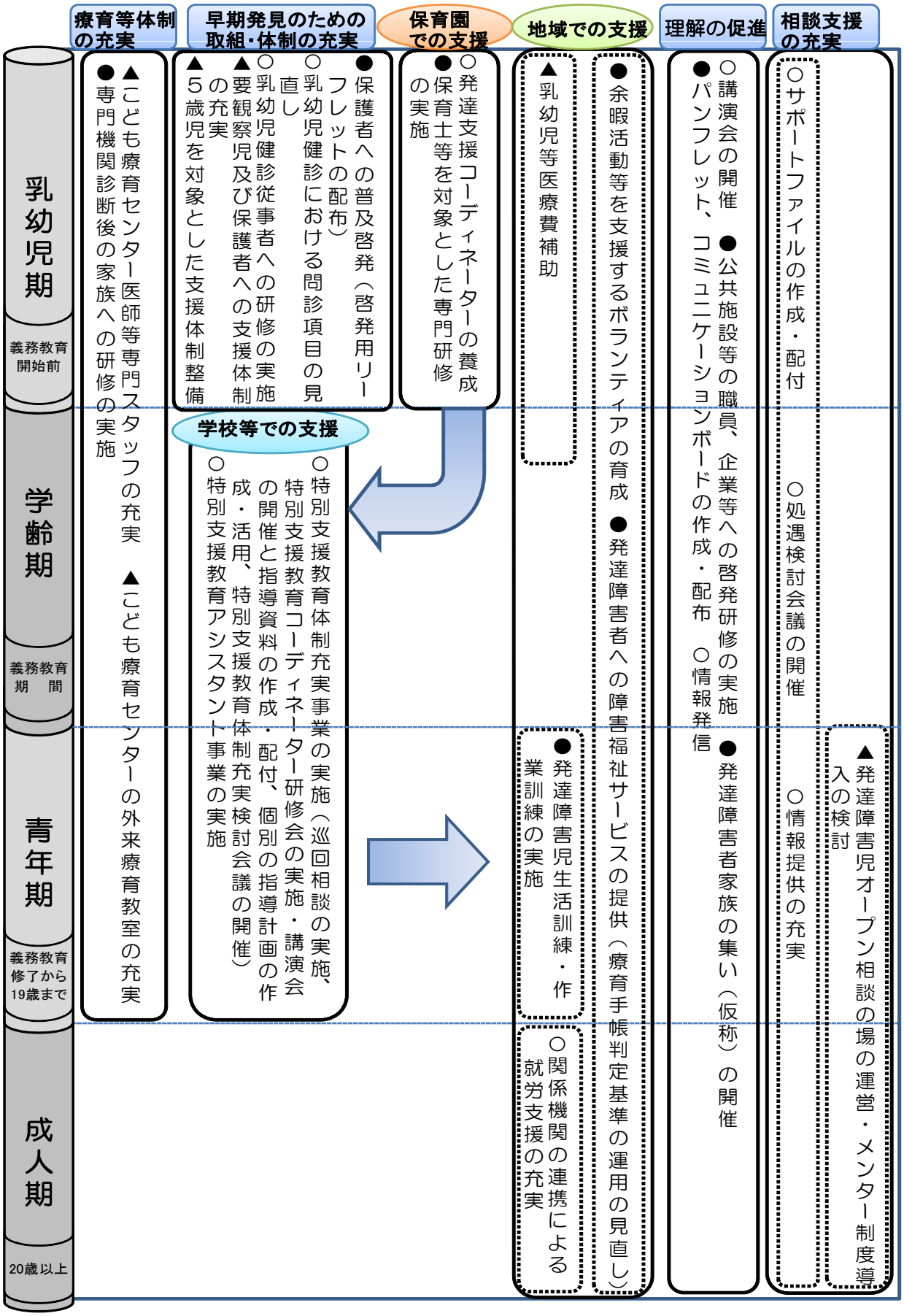

●：新規事業　　▲：拡充事業　　○：継続事業